

○厚生労働省告示第百四十七号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）に基づき、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号。以下「施設基準等」という。）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現に指定入院医療機関である医療機関について、この告示による改正後の施設基準等第三の一の三に規定する医療観察地域移行支援病棟入院料を適用する場合においては、この告示の適用の日から令和九年五月三十一日までの間に限り、施設基準等第三の一の三の(6)中「作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が四又はその端数を増すごとに一以上」とあるのは「社会復帰期の入院対象者の看護に一定の経験のある看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一以上」とする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第一・第二（略） 第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等 一 医療観察法病棟入院料の注1に規定する医療観察一般病棟入院料の施設基準 (1) 次に掲げる病棟を単位として行うものであること。 (一) 法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であつて、主として集中的な治療を要するものを入院させる病棟 (二) (一)に掲げるもののほか、病院の病棟の一部であつて、法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であつて集中的な治療を要するものを入院させるための精神病床（十四床を超えないものに限る。）により構成される病棟（以下「小規格病棟」という。） (2) 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第二項第一号に定める薬剤師の員数以上の員数が配置されていること。 (3) 当該病棟における医師の数は、当該病棟の法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受け現に入院している者（以下「入院対象者」という。）の数が八又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、当該病棟に勤務する医師の過半数は常勤の医師であること。 (4) 当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する指定入院医療機関に常勤の精神保健指定医が二名以上配置されていること。 (5) 当該病棟において、一日に看護を行う常勤の看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う常勤の看護師の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、		第一・第二（略） 第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等 一 入院対象者入院医学管理料の施設基準 (1) 次に掲げる病棟を単位として行うものであること。 (一) 法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であつて、集中的な治療を要するものを入院させる病棟 (二) (一)に掲げるもののほか、病院の病棟の一部であつて、法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であつて集中的な治療を要するものを入院させるための精神病床（十四床を超えないものに限る。）により構成される病棟（以下「小規格病棟」という。） (2) 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第二項第一号に定める薬剤師の員数以上の員数が配置されていること。 (3) 当該病棟における医師の数は、当該病棟に法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受け現に入院している者（以下「入院対象者」という。）の数が八又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、当該病棟に勤務する医師の過半数は常勤の医師であること。 (4) 当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する指定入院医療機関に常勤の精神保健指定医が二名以上配置されていること。 (5) 当該病棟における常勤の看護師の数は、四に、当該病棟の入院対象者の数に一・三を乗じた数を加えた数以上であること。ただし、その一部に小規格病棟を有している病院の病棟にあつては、当該病院の病棟における看護職員の数が当該病院の病棟の入院患者の数が	

当該病棟における夜勤を行う常勤の看護師の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であること。また、その一部に小規模病棟を有している病院の病棟にあつては、当該病院の病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病院の病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、その最小必要数の四割以上が看護師であつて、当該小規模病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6)| 当該病棟において、作業療法士、精神保健福祉士及び心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）第二条第四号ホの臨床心理技術者（以下「臨床心理技術者」という。）の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(7)| 入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)| 入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

一の二 医療観察法病棟入院料の注2及び注4に規定する厚生労働大臣が定める入院対象者次の(1)及び(2)に該当する入院対象者であること。

(2)| (1)| 特別医学管理加算を算定している入院対象者
過去六月の間に、指定入院医療機関運営ガイドライン（平成十七年七月十四日付け障精発第〇七一四〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知別紙）に規定する外部評価会議において当該指定入院医療機関の医師及び当該指定入院医療機関以外の複数の医師により治療内容等に係る評価を行った入院対象者

一の三 医療観察法病棟入院料の注3に規定する医療観察地域移行支援病棟入院料の施設基準機関以外の複数の医師により治療内容等に係る評価を行った入院対象者

(1)| 次に掲げる病棟を単位として行うものであること。

(一)| 法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であつて、主として地域移行支援を要するものを入院させる病棟

(二)| (一)に掲げるもののほか、小規模病棟

(2)| 医療法施行規則第十九条第二項第一号に定める薬剤師の員数以上の員数が配置されていること。

(3)| 当該病棟における医師の数は、当該病棟の入院対象者の数が八又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、当該病棟に勤務する医師の過半数は常勤の医師であること。ただし、社会復帰期の入院対象者の看護に一定の経験のある看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計が、当該病棟の入院対象者の数が三又はその端数を増すごとに一以上である場合、当該病棟における医師の数は、当該病棟の入院対象者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上で差し支えないこと。

(4)| 当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する指定入院医療機関に常勤の精神保健指定医が二名以上配置されていること。ただし、当該病棟のみを有する指定入院医療機関である場合であつて、社会復帰期の入院対象者の看護に一定の経験のある看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計が、当該病棟の入院対象者の数が三又はその端数を増すごとに一以上である場合、当該指定入院医療機関の常勤の精神保健指定医は一名以上配置されていれば差し支えないこと。

三又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、その最小必要数の四割以上が看護師であつて、当該小規模病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6)| 当該病棟における常勤の作業療法士、精神保健福祉士及び心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）第二条第四項ホの臨床心理技術者の数の合計は、一に当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上であること。ただし、百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院であつて、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されているものにあつてはこの限りでない。

(7)| 入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)| 入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(新設)

(新設)

二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	(5) 当該病棟において、一日に看護を行う常勤の看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う常勤の看護師の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う常勤の看護師の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であること。また、その一部に小規模病棟を有している病院の病棟にあつては、当該病院の病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病院の病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、その最小必要数の四割以上が看護師であつて、当該小規模病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
		(6) 当該病棟において、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	(7) 入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
		(8) 入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	一の四 医療観察法病棟入院料の注6に規定する厚生労働大臣が定める施設基準
		(1) イの(1)の看護体制特定減算1の施設基準
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。
		(2) イの(2)の看護体制特定減算2の施設基準
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	一の(5)及び(1)を満たさないものであること。
		ロの(1)の看護体制特定減算1の施設基準
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	一の三の(5)を満たさないものであること。
		一の五 医療観察看護師7対1配置加算の施設基準
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	(1) 医療観察地域移行支援病棟入院料を算定する病棟であること。
		(2) 当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	一の六 医療観察看護師夜間6対1配置加算の施設基準
		(1) 当該病棟において、夜勤を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	(2) 当該指定入院医療機関において、入院対象者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。
		(3) 夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	(4) 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。
		一の七 医療観察法病棟入院料の注10に規定する厚生労働大臣が定める日
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	当該病棟における夜勤を行う看護師の数が四未満である日
		一の八 医療観察多職種協働加算の施設基準
二・三 (略)	三の二 入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。	(1) 医療観察一般病棟入院料を算定する病棟であること。
		(2) 当該病棟において、社会復帰に係る支援を行う作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数は、当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

二・三
(新設)
(略)

(新設)
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三の三 特別医学管理加算の対象者 次のいずれかの入院対象者であること。	
(1)	過去二年の間に、当該指定入院医療機関において暴力行為、著しい迷惑行為等が認められる者であつて、当該行為等による被害の届出をされたことがあるもの
(2)	法第四十三条第四項の規定により指定入院医療機関の変更の通知を受けた対象者（身体合併症の治療及び転居等に伴う変更を除く。）であつて、地方厚生局が転院調整を行い、別の指定入院医療機関から当該指定入院医療機関に転院したもの
三の四 医療観察薬剤管理指導料の施設基準	
(1)	当該指定入院医療機関内に薬剤管理指導を行うにつき必要な薬剤師が配置されていること。
(2)	薬剤管理指導を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有していること。
(3)	入院対象者に対し、入院対象者ごとに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む。）を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。
三の五 医療観察薬剤管理指導料の対象者 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）別表第三の三に掲げる医薬品が投薬又は注射されている入院対象者	
三の六 医療観察精神科身体合併症管理加算の施設基準	
(1)	当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置されていること。
(2)	精神障害者であつて身体合併症を有する入院対象者の治療が行えるよう、精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟であること。
三の七 医療観察精神科身体合併症管理加算の対象者 基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第七の二に掲げる身体合併症を有する入院対象者	
三の八 医療観察精神科慢性身体合併症管理加算の施設基準	
(1)	当該病棟に内科の医師が配置されていること。
(2)	身体合併症を有する入院対象者の治療を行うにつき十分な体制を有していること。
四（略）	
四の二 急性増悪包括管理料2の施設基準	
(1)	診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する精神病棟入院基本料の十対一入院基本料、十三対一入院基本料若しくは十五対一入院基本料、特定機能病院入院基本料（精神病棟の場合に限る。）、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料又は地域移行機能強化病棟入院料を算定する精神病棟であること。
(2)	集中的な精神医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
四の三 急性増悪包括管理料2及び急性増悪時等受入調整加算の対象者 精神保健指定医の診察の結果、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第二十条、第二十九条第一項、第二十九条の二第二項、第三十三条第一項から第三項まで又は第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により入院している者	

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

四（略）

（新設）

（新設）

五〃五の三 (略) 五の四 医療観察心理支援加算の施設基準 当該指定通院医療機関内に専任の常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。	五の五 医療観察療養生活継続支援加算の施設基準 療養生活を継続するための支援を行うにつき十分な体制が確保されていること。	六 (略) 七 医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準 (1) (2) (略)	(3) 医療観察認知療法・認知行動療法ハにあつては、(1)の基準に加え、当該指定通院医療機関内に認知行動療法的アプローチに基づく心理支援に係る経験等を有する専任の常勤公認心理師が一名以上配置されていること。 八・九 (略) 九の二 医療観察訪問看護基本料の注3に規定する厚生労働大臣が定める通院対象者 精神保健福祉法第二十条、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項から第三項まで又は第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により入院している者であつて、在宅療養に備えて一時的に外泊している通院対象者	十 医療観察訪問看護管理料の施設基準 (1) 医療観察機能強化型訪問看護管理料1の施設基準 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号。以下「訪問看護基準告示」という。）の第一の六の(1)に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出ていること。 (2) 医療観察機能強化型訪問看護管理料2の施設基準 訪問看護基準告示の第一の六の(2)に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出ていること。 (3) 医療観察機能強化型訪問看護管理料3の施設基準 訪問看護基準告示の第一の六の(3)に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出ていること。 (4) 医療観察機能強化型訪問看護管理料4の施設基準 訪問看護基準告示の第一の六の(4)に規定する施設基準に適合していること。	十の二 (略) 十一 (略)
五〃五の三 (略) 五の四 医療観察心理支援加算の対象者 心的外傷に起因する症状を有する患者	(新設)	六 (略) 七 医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準 (1) (2) (略)	(新設) 八・九 (略) (新設)	(新設)	十の二 (略) 十一 (略)